

藤沢市事務分掌条例の一部改正について
藤沢市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市事務分掌条例の一部を改正する条例
藤沢市事務分掌条例（昭和59年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生涯学習部の項を次のように改める。

生涯学習部	生涯学習推進の総括に関すること。
-------	------------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終了したことに伴い、所要の改正をする必要による。